

議案第 4 5 号

志摩市税条例の一部改正について

志摩市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市税条例の一部を改正する条例

志摩市税条例(平成 16 年志摩市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項前段中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号エ中「公益信託ニ関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)第 2 条第 1 項」を「公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)第 8 条」に、「許可」を「認可」に、「同法第 1 条」を「同条」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令

和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改

正後の志摩市税条例第 34 条の 7 第 1 項(第 1 号の所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 1 号中「に掲げる寄附金」とあるのは、「に掲げる寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。